

社会福祉法人長生園役員報酬規程

第1条 本法人の役員の報酬については、この規定にもとづき支給する。

第2条 役員には、次のとおり年額報酬を支給する。

役 職	年 額 報 酬
理事長	6,000,000円以内
理 事	支給しない
監 事	支給しない

第3条 この規定に定めのない事項については、理事会において協議するものとする。

附則 この規定は、理事会の決議の日から施行し、平成6年4月1日より適用する。

附則 この変更規定は、平成16年12月25日より施行し、平成11年12月1日に遡及して適用する。

附則 この変更規程は、平成27年4月1日より施行する。

附則 この変更規程は、平成29年4月1日より施行する。

附則 この変更規程は平成29年6月24日より施行し、平成29年4月1日に遡及し適用する。